

横芝光町農業委員会12月第8回定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月6日(火) 午後2時～午後2時30分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (11名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	7 番	向後 隆輝
	10 番	下高原 美津子	11 番	伊藤 裕児
	12 番	秋葉 芳明		

4. 欠席委員 9 番 鈴木 茂樹

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	加瀬淳一
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和4年度第7次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和4年12月第8回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。 本日は12月定例議会の開催日であり、町長、または副町長からご挨拶をいただくことはできませんので、よろしく願いいたします。 本日は、9番 鈴木茂樹委員より欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。本日の出席委員は12名中11名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは議長を務めさせていただきます。 これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 5番 伊藤直樹委員、10番 下高原美津子委員をお願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の林 主幹 を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求め る。 令和4年12月6日提出 横芝光町農業委員会会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、7件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①から⑦の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目の申請地は、谷中 字 宮田の田2筆、畑1筆 計1, 170㎡です。町外に住んでおり、農業を行っていない譲渡人から、経営規模拡大を目指し隣接農地を所有している譲受人へ、売買により所有権移転しようとするものです。

なお、この譲渡人と譲受人により農地9筆の所有権移転を予定しており、農業振興計画の農用地域内にある6筆を利用集積として 議案第3号 第7次農用地利用集積計画 所有権移転2件目で、農用地域外にある3筆を第3条で許可を得ようとするものです。利用集積は農用地域内であることが要件となっています。

次に2件目の申請地は、宮川 字 奥馬の畑1筆 1, 120㎡です。県外に住んでおり、農業を行っていない譲渡人から、隣接農地を所有し経営規模拡大を目指す譲受人へ、売買により所有権移転しようとするものです。

3件目の申請地は、宮川 字 作間内後、字 宮ノ下の畑3筆 計2, 310㎡です。農地を相続したものの、県外に住んでおり農業を行っていない譲渡人から、経営規模拡大を目指す譲受人へ、売買により所有権移転しようとするものです。

4件目の申請地は、小川台 字 曲田の畑1筆 171㎡です。経営規模を縮小したい譲渡人から、経営規模拡大を目指す譲受人へ、売買により所有権移転しようとするものです。

5件目の申請地は、小川台 字 曲田の畑2筆 875㎡です。経営規模を縮小したい譲渡人から、隣接農地を所有し、経営規模拡大を目指す譲受人へ、売買により所有権移転しようとするものです。

6件目の申請地は、木戸 字 四割の畑5筆 5, 404㎡です。農地を相続したものの、県外に住んでおり高齢により農業ができない譲渡人から、経営規模拡大を目指す譲受人へ、賃借権を設定しようとするものです
本日お手元に配布させていただきました6件目の追加資料をご覧ください。

譲受人は東京都内に本部を置く農業法人であり、埼玉県内の畑9, 1

25㎡を賃借して、とうもろこし、ブロッコリーなどを栽培しています。現地農業委員会に確認したところ、遊休農地を復元し、作付けを始めたとのことであり、千葉県内の横芝光町以外でも営農を計画しているとのことです。

許可後はネギ、ニンジン、落花生を作付けする予定で、県内に住所を置くスタッフが当面は主に従事することを予定しています。また、今回申請地と同時に取得を目指す隣接宅地内にある建物を改修し、作業場や寝泊りできる作業拠点として整備を予定しています。

7件目の申請地は、母子字横割の田2筆1,933㎡です。経営規模縮小したい譲渡人から、隣接地を所有し経営規模拡大を目指す譲受人へ、売買により所有権移転しようとするものです。

申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長 　　ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。
1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

7番 　　7番向後です。町外に居住し、高齢者のため農業ができない譲渡人から、規模拡大を目指す譲受人が、売買により所有権移転をするものです。申請地の田では、水稻の作付と、畑についてはみかんなどの果樹の植え付けを予定しています。よろしくお願いします。

議長 　　説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。
質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて2件目の案件について、担当委員は9番 鈴木茂樹委員ですが、本日欠席です。事務局から何かありますか。

事務局 本件につき鈴木茂樹委員より「県外に居住していて、農業ができない譲渡人から、規模拡大を目指す譲受人が、売買により所有権移転をするものです。許可後は植木の栽培を予定しています。」と報告をいただいています。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。
(質疑なし)
質疑がありませんので、質疑を終了し2件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて3件目の案件について、担当委員は9番 鈴木茂樹委員ですが、本日欠席です。事務局から何かありますか。

事務局 本件につき鈴木茂樹委員より報告を受けています、「県外に居住していて、農業ができない譲渡人から、規模拡大を目指す譲受人が、売買により所有権移転をするものです。許可後はネギの栽培を予定しています。」とのことです。よろしくお願いいたします。

議長 続いて宮ノ下地先について、担当委員の説明を求めます。

7番 7番向後です。ただ今事務局から説明がありましたとおり、私の意見も同様になります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。
質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。
(質疑なし)
質疑無いようですので、質疑を終了し、3件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて4件目と5件目の案件について、同一譲受人であることから一括して担当委員から説明を求めます。

2 番 2番川島です。案件4番、5番について、同じ譲受人であり、譲渡人については2件あります。どちらの案件も、経営規模を縮小したい譲渡人から、譲受人が自宅の隣接地である申請地を、経営規模拡大のため売買により所有権移転をするものです。

許可後は、なすやきゅうりなどの野菜を作付し、ハウスは育苗ハウスとして使用する予定です。よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、4件目と5件目の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し4件目と5件目の案件について一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目と5件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて6件目の案件について、担当委員から説明を求めます。

5 番 5番伊藤です。譲渡人は、県外に居住しており、農業ができないことから、規模拡大を目指す譲受人と、賃借権を設定し、耕作しようとするものです。許可後はネギ及び落花生等の作付を予定しています。

また、11月28日に、現況確認も兼ねて、譲受人の法人担当者と現地で話を伺っております。よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、6件目の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑無いようですので、質疑を終了し6件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって6件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて7件目の案件について、担当委員から説明を求めます。

2 番

2番川島です。経営規模の縮小をしたい譲渡人から、経営規模拡大を目指す譲受人が、売買により所有権移転をするものです。許可後は水稲の作付を予定しています。よろしくをお願いします。

議 長

説明が終わりましたので、7件目の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し7件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって7件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。
令和4年12月6日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

今回の5条の許可申請は、1件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請の土地は、宮川 字 本田の畑、107㎡です。

道路に挟まれた狭小な畑で、保全管理されています。転用の目的は近隣の方の使用する駐車場用地として転用するものとなります。

申請地①と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は東陽野球場の北に約250メートルの位置にあります。

譲受人は申請地近隣の住民で、贈与により所有権移転し、貸駐車場として整備する計画です。申請地付近は住宅地となっていますが、駐車スペースが不足しており、駐車場の需要があります。

申請地は10ヘクタール以上の集団農地に属していることから第1種農地に該当しますが、地元住民が日常的に利用する駐車場の場合は例外的に許可が見込まれます。

事業費は整地関係費で自己資金により賄う計画で、預金残高証明書により事業費を超える残高があることを確認しております。

申請地には整地を行い、砂利を敷き均します。雨水は自然浸透で雑排水はありません。土地改良については受益地ではなく、隣接農地はありません。

工事期間は令和5年1月20日から1月31日までを予定しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

本案件について、担当委員は 9番 鈴木茂樹委員ですが、本日欠席です。事務局から何かありますか。

事務局

本件につき鈴木茂樹委員より報告を受けています、「本件は、地域住民が利用するための農地転用であり、土地改良の区域でもなく、問題はありません。」とのことでした。よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりましたので、本案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、異議なしとして質疑を終了し、本案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって本案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

議 長

日程第4 議案第3号 令和4年度 第7次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 令和4年度第7次農用地利用集積計画(案)の承認について

農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和4年度第7次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和4年12月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定が9件、中間管理機構設定が1件、再設定が2件、所有権移転が4件の合計16件です。

利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。

利用権を設定する農地ですが、

新規設定1件目は、小川台 字 大谷原の田3筆、計2,571㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

新規設定2件目は、小川台 字 大谷原の田1筆、965㎡、期間は約6年間です。設定する権利は賃借権です。

新規設定3件目は、小川台 字 寺崎、字 大谷原、字 坂ノ下の田8筆、計7,944㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権または使用賃借権です。

新規設定4件目は、屋形 字 城内の田1筆、5,465㎡、期間は約6年間です。設定する権利は賃借権です。

新規設定5件目は、長倉 字 中北田の田1筆、571㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

新規設定6件目は、鳥喰上 字 松ヶ島、鳥喰新田 字 社別当の田7筆、計7,235㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

新規設定7件目は、坂田 字 子安の畑1筆、1,912㎡、期間は6年間です。設定する権利は賃借権です。

新規設定8件目は、長倉 字 荒久台の畑1筆、831㎡、期間は10年間です。設定する権利は賃借権です。

新規設定9件目は、長倉 字 鹿見塚の田5筆、計4,813㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

続いて中間管理機構設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。なお、いずれも賃借権の設定で、期間は約10年間です。

利用権を設定する農地ですが、

宮川 字 道正、谷中 字 宮田、宮川 字 入後の田9筆、計25,502㎡です。

続いて再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。なお、いずれも賃借権の設定です。

利用権を設定する農地ですが、

再設定1件目は、北清水 字 本郷、字 西ノ里の畑2筆、計4,855㎡、期間は10年間です。

再設定2件目は、坂田 字 寺前、字 輪ノ内、字 広町の田11筆、計5,618㎡、期間は約6年間です。

続いて所有権移転ですが、所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は、資料に記載のとおりです。

所有権を移転する農地ですが、

1件目は鳥喰上 字 鯉沼、字 大明の田15筆、畑2筆の計17筆、計14,403㎡です。

2件目は谷中 字 横田、字 迎前、字 廣町の田2筆、畑4筆の計6筆、計7,768㎡です。

3件目は坂田池 字 古賀の田4筆、計3,697㎡です。

4件目は坂田池 字 明治の田6筆、計3,864㎡です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに新規設定の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、新規設定について、採決します。
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって新規設定の案件については、原案のとおり決定しました。

議 長

続いて中間管理機構設定の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、中間管理機構設定の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって中間管理機構設定の案件は、原案のとおり決定しました。

続いて再設定の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、再設定の案件について、採決します。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって再設定の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて所有権移転の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、所有権移転の案件について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって所有権移転の案件については、原案のとおり決定しました。

以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。

慎重審議ありがとうございました。

事務局

以上をもちまして、令和4年12月第8回農業委員会定例総会を閉会します。